

## 大阪北摂霊園広告パンフレット設置取扱細則

### (趣 旨)

第1条 大阪北摂霊園広告物取扱要領（以下「要領」という。）の規定に基づき、大阪北摂霊園（以下「霊園」という。）の施設内のパンフレット、カタログ等の印刷物等（以下「広告パンフレット」という。）の設置に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (設置基準)

第2条 理事長は、要領に定める基準に従い、霊園の取り扱う広告として不適切なものに該当する場合は、広告パンフレットの設置を認めないものとする。

### (設置場所)

第3条 広告パンフレットの設置場所は、霊園管理事務所内及び中央休憩所内とする。

### (広告の規格等)

第4条 広告パンフレットの規格は、1区画A4判縦を設置できる大きさで、パンフレット立ての他の区画に影響を及ぼさないものとする。また、内容、デザイン等については、事前に霊園に協議のうえ、了承をとるものとする。

### (募集等)

第5条 広告パンフレット設置の募集は、ホームページ等への掲載により行うものとする。

2 広告パンフレット設置の募集は、年1回期日を定めて行うこととし、申込みの件数が設置可能数に満たないとき又は区画に空きが生じたときは、随時に、設置の申込みを受け付けることができるものとする。

### (設置の申込み)

第6条 広告パンフレットの設置を希望する者（以下「申込者」という。）は、大阪北摂霊園広告パンフレット設置申込書（様式第1号）により、広告パンフレットの見本を添えて、理事長に申し込むものとする。

### (設置の決定等)

第7条 理事長は、広告パンフレットの設置申込書を受理したときは、設置の可否を決定し、申込者へ大阪北摂霊園広告パンフレット設置決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 広告パンフレット設置数の上限を超えて申込みがあったときは、抽選により決定する。

### (設置期間)

第8条 広告パンフレットの設置期間は、4月から3月までの12か月とする。（本取扱細則の初年度である平成28年度のみ10月から3月までの6か月）

(設置料)

第9条 広告パンフレットの設置料は、1区画1か月あたり1,080円(消費税及び地方消費税を含む)とする。ただし、月の途中から設置の場合は、設置の日から当該月末までを1か月とする。

(設置料の納付)

第10条 広告パンフレットの設置の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、理事長が指定する期日までに、設置料を一括納付しなければならない。

(広告主の責任等)

第11条 広告パンフレットは、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

- 2 広告パンフレットの設置期間の終了した又は設置の決定の取り消し等により設置が出来なくなった広告パンフレットは、広告主の責任において回収する。
- 3 広告パンフレットの内容については、広告主が一切の責任を負う。
- 4 広告主は、広告パンフレットの設置の権利を第三者に譲渡してはならない。
- 5 設置期間中の広告パンフレットの維持管理は、財団が行う。広告パンフレットの補充については、広告主の責任において行うものとする。

(設置決定の取消し)

第12条 理事長は、次のいずれかに該当するときは、広告パンフレットの設置の決定を取り消すことができる。

- (1) 理事長の指定する期日までに設置料の納付がないとき
- (2) 施設の管理上の必要があるとき
- (3) その他、広告主又は広告内容が不相当と理事長が判断したとき

(設置料の返還)

第13条 広告パンフレットの設置料は返還しない。ただし、霊園の都合により、広告パンフレットの設置が出来なくなった場合は、この限りでない。

(広告内容の変更)

第14条 広告主は、広告パンフレットの設置期間中に既設の広告パンフレットを変更しようとするときは、事前に大阪北摂霊園広告パンフレット変更申込書(様式第3号)により、変更予定の広告パンフレットの見本を添えて、理事長に提出し、了承をとらなければならない。

(補 則)

第15条 この取扱細則に定めるもののほか、広告パンフレットの設置に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この取扱細則は、平成28年9月13日より施行する。

様式第 1 号

## 大阪北摂霊園広告パンフレット設置申込書

平成 年 月 日

一般財団法人大阪府タウン管理財団  
理事長 様

(申請者)

会社名

代表者名

印

担当者名

電話番号

下記のとおり、広告掲出を申請します。

記

1 掲出希望期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 掲出希望場所及び区画数 (区画の指定はできません)

(1) 霊園管理事務所 希望区画数: 区画

(2) 中央休憩所 希望区画数: 区画

3 備考

大阪北摂霊園広告パンフレット設置決定通知書

平成 年 月 日

様

一般財団法人大阪府タウン管理財団  
理事長

平成 年 月 日付けの申請について、下記のとおり通知いたします。

記

- 1 掲出期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 2 掲出場所
- 3 掲出料金 金 円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- 4 その他
  - (1) 掲出場所を、広告媒体の掲出以外の用途に供することはできません。
  - (2) 掲出期間中は、常に善良なる管理者の注意をもって掲出場所を維持保存してください。掲出者の責めに帰すべき理由により掲出場所の全部又は一部が滅失又はき損したときは、その損害の賠償を求めることがあります。
  - (3) 掲出場所を転貸する等第三者に使用させ、又は担保に供することはできません。
  - (4) 上記の内容に違反したとき、又は掲出者が不正の手段により承諾を受けたときは、承諾を取り消し又は承諾内容を変更することがあります。また、それにより掲出者に生じた損害を財団が補償することはできません。
  - (5) 建物の設備改修等当該施設の運営に必要な工事を行うときは、一時的に掲出中止を求めることがあります。
  - (6) 広告物の管理、撤去等掲出場所の維持管理に必要な経費は、ご負担願います。
  - (7) 掲出者は、承諾期間が満了したとき、又は（4）により承諾を取り消され若しくは変更されたときは、掲出箇所全部又は一部を原状に回復して、返還してください。また、承諾期間中に掲出者が掲出場所に投じた必要経費及び有益費を請求することはできません。
  - (8) 上記の事項その他財団の定める義務を履行しないため財団に損害が生じたときは、その損害の賠償を求めることがあります。

様式第3号

## 大阪北摂霊園広告パンフレット変更申込書

平成 年 月 日

一般財団法人大阪府タウン管理財団  
理事長 様

(申請者)

会社名

代表者名

印

担当者名

電話番号

下記のとおり、現在、掲出している広告を変更します。

記

1 掲出希望期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 掲出場所及び区画

(1) 霊園管理事務所 変更区画： 区画

(2) 中央休憩所 変更区画： 区画

3 変更内容

4 備考